

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 外来感染対策向上加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 時間外対応加算 1
- 短期滞在手術等基本料 1
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 院内トリアージ実施料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 酸素の購入単価

(2024年11月1日時点)